

細則《防災住民台帳規定》

《本規定は [会則第 4 条第 2 項]に基づくもの》

平成 18 年 12 月 3 日制定

別表（メールアドレス追加）令和 3 年 12 月 12 日改訂

第 1 条（目的）

災害が発生した場合に、被災住民の安否確認、災害弱者への支援、給食等の必要量の把握等のために、稲荷台 3 丁目防災会は地区に居住する人の現状を把握しておくことが求められる。その目的を達するために、稲荷台 3 丁目防災住民台帳を備えるものとする。

第 2 条（台帳記載事項）

この台帳への記載事項は、各世帯の男女別(うち子供)の人数、災害時要援護者にかかる事項とする。記載事項は、状況の変化により必要とされる場合は、防災本部会議の決議で付加できるものとする。この台帳への記載は、各世帯の自主申告によるものとする。記載内容に変更が生じた場合は地区防災委員に申し出る。記載内容は、年度当初に見直しをしなければならない。台帳様式は、別表による。

第 3 条（守秘義務）

この台帳は、防災関係事項以外に使用してはならない。稲荷台 3 丁目に住居する者は、この台帳により知りえた情報を他に洩らしたり、もしくは興味本位の話題にしてはならない。

第 4 条（保存場所・管理責任者）

この台帳は、防災本部役員及び各地区防災委員が保管し、管理をする。役員、委員の交替があるときは、遅滞なく次期役員、委員に引き継ぐ。災害発生時に、持ち出しが出来ない場合に備えて、一部を防災倉庫に保管する。この台帳の総括管理は、防災副本部長（総務・情報担当）が行う。

第 5 条（規定の改定）

この規定の改定は、防災会議の議を経なければならない。

第 6 条

この規定は平成 18 年 12 月 3 日より実施する。

<別表>

◎防災住民台帳(様式)

[班] (平成 年 月 日現在)

氏名	地番	電話番号・メールアドレス	世帯構成		(うち要援護者情報)
			男 名	(うち子供 名)	
			女 名	(うち子供 名)	

(注) 1. 子供は小学生以下を記入。

2. 要援護者情報は、年齢、耳が不自由、目が不自由、足が不自由、寝たきりなど介助をするのに必要とされる情報を出来るだけ具体的に記載。